

## 小企業無災害記録証交付制度が 運用開始されました

陸災防では、新たに、小企業無災害記録証を交付する制度を設けることといたしました。  
無災害を長期に継続している小企業については、現在「小企業無災害記録表彰規程」に基づき、第1種(3年間)から第5種(15年間)の無災害記録表彰を行っています。

小企業無災害記録証は、第5種取得後も無災害を継続している事業場に対してその実績を評価し、当該事業場の自主的安全活動の一層の促進を図ることを目的として、第5種無災害記録樹立後5年ごとに交付されることになっています。

なお、小企業無災害表彰規程改正により新たに対象となった事業場で、同規程の施行前に第5種無災害記録を樹立し、無災害記録期間がすでに20年を超えている事業場については、第5種表彰の申請を行うことなく、本制度を適用できます。

詳しくは各都道府県支部にお問い合わせください。

## 小企業無災害記録表彰制度の対象が 拡大されました

今般、小企業無災害記録表彰規程が改正され、小企業無災害表彰制度の対象となる事業場の適用範囲が次のとおり拡大されることになりました。

改正前 常時29人以下の労働者を使用する事業場



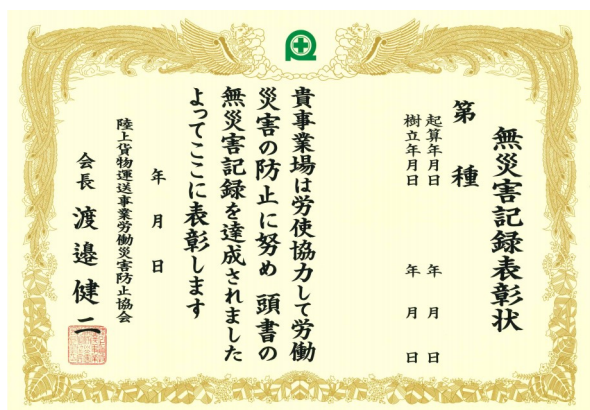
改正後 常時50人未満の労働者を使用する事業場

また、表彰の申請は、原則として第1種から段階的に申請を行うこととされていますが、今次の改正で、申請の際、すでにより長期の無災害記録を樹立しているときは、最も長期の無災害記録表彰を行うこととされました。

改正規程は本年4月1日から適用されます。

### ●新たに対象となる事業場の取扱いについて

今次改正に伴い、新たに小企業無災害表彰制度の対象となる事業場が、すでに第1種から第5種までの無災害記録を樹立している場合には、その最も長期の無災害表彰の申請を行うことができます。



表彰状



副賞